

石垣市キッズ Job サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石垣市の児童生徒が行政業務のサポートをすることで、職業観を育てるとともに、市民の行政参画を促進し、地域住民と連携協同による開かれた行政運営を行うことで市民のサービス向上に寄与することを目的とする石垣市キッズ Job サポーター制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 本制度に申込ができる対象者で、事務局が特に定める場合を除き、原則として本市に住所を有する小学校4年生以上の者とする。
- (2) 業務 本市が主催する行事等の業務
- (3) サポーター 本制度により業務に従事する者
- (4) 事務局 行事等の実施主体者

(申込)

第3条 業務に参加を希望する対象者は、石垣市キッズ Job サポーター申込書兼承諾書(様式第1号。以下「申込書」という。)を石垣市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(募集)

第4条 事務局は、業務に参加するサポーターを募集する場合は、広く市民に周知するよう努めなければならない。

2 教育長は申込書を受領後、これを審査し、石垣市キッズ Job サポーター決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)をサポーター及び保護者あて送付するものとする。

(業務内容)

第5条 サポーターの業務は、市主催の行事等におけるサポート業務で、安全面が確保でき、かつ、無理のない範囲の業務でなければならない。

(事務局の遵守事項)

第6条 事務局は、サポーターと報告、連絡、相談を徹底し、従来の運営に支障がでないよう努めなければならない。

2 事務局は、サポーターの安全管理を徹底し、保護者と連携を図りながら業務遂行しなければならない。

(サポーターの遵守事項)

第7条 サポーターは、業務上知り得た情報を一切口外してはならない。

2 サポーターは、やむをえない事情により辞退または欠勤する場合は、必ず事務局に報告しなければならない。

(報酬)

第8条 サポーターへの報酬は支給しない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。